

エアコン等設置事業

(草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等)

募集要項

令和3年9月

草加市

—目次—

第 1 募集要項の定義	1
第 2 事業の概要	2
1 事業名称.....	2
2 履行場所.....	2
3 事業目的.....	2
4 発注方式.....	2
5 履行期間.....	2
6 提案上限額	2
7 事業内容.....	2
8 支払い条件	3
9 同一敷地内にて計画されている改修工事.....	4
第 3 応募に関する条件等	5
1 応募者の構成等	5
2 構成企業に必要な参加資格要件	6
3 応募に関する留意事項	8
4 スケジュール及び応募手続き	10
第 4 受注候補者の選定.....	13
1 選定委員会の設置	13
2 選定方法.....	13
3 受注候補者選定結果通知.....	14
第 5 契約の考え方	15
1 契約の手続き	15
2 契約の概要	15
3 契約書作成費用	15
4 契約保証金	15
第 6 提示条件	16
1 債権の取扱い	16
2 市と事業者の責任分担	16

第7 事業実施に関する事項.....	17
1 市による本事業の実施状況の確認	17
2 事業期間中の事業者と市の関わり	17
3 事業の継続が困難となった場合の措置	17
第8 問い合わせ先.....	18

別紙1 対象校一覧

別紙2 学校別改修概要一覧表

別紙3 現地見学会の実施及び留意点

第1 募集要項の定義

この「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）募集要項」（以下「募集要項」という。）は、草加市（以下「市」という。）が「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）」（以下「本事業」という。）について、設計・施工一括発注方式で実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、必要な事項を規定したものである。

別添の「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）様式集」（以下「様式集」という。）、「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）受注候補者選定基準」（以下「選定基準」という。）及び「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）契約約款（案）」（以下「契約約款案」という。）は募集要項と一体のものとする。（以下「募集要項」「要求水準書」「様式集」「選定基準」及び「契約約款案」を総称して「募集要項等」という。）

第2 事業の概要

1 事業名称

エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）

2 履行場所

別紙1に示す市内の小学校11校、中学校7校（以下「対象校」という。）の屋内運動場及び対象校敷地内

3 事業目的

本事業は、18校の市立小中学校屋内運動場について空調設備（電気式、ガス（都市ガス、LPガス式））の整備のほか、トイレ改修や発電設備設置等により防災機能の強化、学校教育環境の向上及び熱中症対策を行うことで、児童生徒等に望ましい環境を短期間で整備することを目的とするものである。

4 発注方式

設計、施工及び工事監理を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

5 履行期間

事業契約締結日から令和5年（2023年）3月30日（木）（予定）とする。

（令和5年（2023年）2月20日（月）までに屋内運動場を利用可能とすること。）

6 提案上限額

提案上限額は、1,553,239,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、提案価格は提案上限額を超えないこと。なお、提案上限額を超えた場合は失格とする。

7 事業内容

本事業は機械設備、電気設備、建築構造、建築意匠等（以下「空調設備等」という。）を対象とし設計業務、施工業務及び工事監理業務を行う事業である。業務対象は別紙2に示す。

各業務の内容は以下のとおりとし、具体的な業務内容は要求水準書に示す。

（1）設計業務

- ・ 空調設備等の設計業務
- ・ その他、付随する業務

（2）施工業務

- ・ 空調設備等の施工業務

- ・ その他、付随する業務

(3) 工事監理業務

- ・ 空調設備等の工事監理業務
- ・ その他、付随する業務

8 支払い条件

市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る業務委託料もしくは請負代金額について、あらかじめ定める額を業務完了後に事業者を支払う。

設計業務に関する業務委託料の支払い請求があったとき、請求を受けた日から 30 日以内に設計業務に関する業務委託料を支払うものとし、工事監理業務に関する業務委託料の支払い請求があったとき、請求を受けた日から 30 日以内に工事監理業務に関する業務委託料を支払うものとする。

施工業務に関する請負代金額の支払い請求があったとき、請求を受けた日から 40 日以内に施工業務に関する請負代金額を支払うものとする。なお、前金払及び部分払は以下のとおりとする。

(1) 前金払

有り

前払金の額は、施工業務に関する請負代金額の 40%以内とする。ただし、契約が複数年度にわたる場合は、各会計年度における支払限度額の 40%以内とする。

(2) 中間前金払※

有り

既に前金払の支払を受けているもので、支払条件を満たした場合、適用する。中間前払金の額は、施工業務に関する請負代金額の 20%以内とする。ただし、契約が複数年度にわたる場合は、各会計年度における支払限度額の 20%以内とする。

(3) 部分払（各年度に 1 回以内）※

有り

※「(2) 中間前金払」と「(3) 部分払（各年度に 1 回以内）」の双方を請求することは不可とし、契約締結時にどちらかを選択するものとする。

9 同一敷地内にて計画されている改修工事

本事業に係る履行場所の同一敷地内において、次の工事を予定している。

栄中学校	・令和4年度に敷地南側のブロック塀改修工事を予定
青柳中学校	・令和4年度に敷地東側のブロック塀改修工事を予定 ・令和4年度夏休み期間を中心にトイレ改修工事を予定
両新田中学校	・令和4年度に敷地に西側のブロック塀改修工事を予定
瀬崎中学校	・令和4年度夏休み期間を中心にトイレ改修工事を予定
花栗中学校	・令和4年度にトイレ改修工事を予定 ・令和4年度夏休み期間を中心に校舎等（A棟）の外壁・屋上防水の改修工事を予定
谷塚中学校	・令和4年度夏休み期間を中心にトイレ改修工事を予定

第3 応募に関する条件等

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、空調設備等の設計業務、空調設備等の施工業務及び空調設備等の工事監理業務を行う企業の複数企業により構成されるコンソーシアムとする。コンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という）の数は任意とするが、本事業の実施に関して各構成企業が適切な役割を担うこと。なお、設計業務及び工事監理業務を担う構成企業数は、両業務併せて2者以上であること。
- (2) 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。また、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することはできない。ただし、本事業契約の締結後、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 応募者の構成企業は、受注した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、契約約款に定める規定による。なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (4) 参加表明に関する提出書類の提出時に、コンソーシアムを構成する構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにすること。また、あらかじめコンソーシアムの代表企業を定め、その代表企業が、募集への応募手続や受注候補者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係るコンソーシアム内の全ての調整等の責任を負う参加手続を行うこと。なお、代表構成企業は施工事業者が担うこと。
- (5) 本事業の実施に当たって、構成企業には市内業者の構成比率を50%以上とすること。市内業者とは、法人の場合は本店の住所を草加市内に有する者、個人の場合は本社機能を有する営業所の住所を草加市内に有する者とし、草加市の令和3・4年度競争入札参加資格書名簿に登録されている業者をいう。
- (6) 下請負人（協力業者）、必要な資機材、飲食物及び消耗品等を市内業者から調達する等、市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。
- (7) 応募者の構成企業又は構成企業の協力業者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、施工業務と工事監理業務が同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

2 構成企業に必要な参加資格要件

(1) 構成企業の要件

応募者の全ての構成企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- ア 草加市の令和 3・4 年度競争入札参加資格に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ウ 草加市から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- エ 草加市暴力団排除条例(平成 24 年草加市条例第 30 号)第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、公表日において本市の再審査を受け、参加資格要件を満たす者は対象とする。
- カ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業との間に、資本金又は人事面において密接な関連がない者
- キ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者ではなく、また、当該コンサルタント業務に関与した者と資本金又は人事面において密接な関連がない者
コンサルタント業務に関与した者は次のとおりである。
 - ・ 株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 4 号
 - ・ 内藤滋法律事務所 東京都中央区築地二丁目 3 番 4 号
- ク 「草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等事業者選定の実施に係る選定委員会」の委員と資本金又は人事面において密接な関連がない者

(2) 「設計業務」及び「工事監理業務」を行う者の要件

前述のとおり、設計業務及び工事監理業務を担う構成企業数を併せて 2 者以上とし、そのうち 1 者以上は市内業者とすること。また、構成企業全体で、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 各構成企業は、埼玉県内の本店、支店・営業所等で登録していること。
- イ 各構成企業は、一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録をしていること。なお、構成企業のうち少なくとも 1 社は、一級建築士事務所の登録をしていること。
- ウ 構成企業のうち 1 社以上は、平成 23 年 4 月以降に履行済みである、国又は地方公共団体と「エアコンに関わる工事の設計業務」及び「鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物に関する設計業務」の契約実績を有すること。
- エ 構成企業のうち県内業者については、ウ又はウに関連する監理業務実績を有すること。
- オ 要求水準書の各種要件を満たす設計責任者を、設計業務を行う構成企業全体で 1 人配置すること。なお、設計責任者と建築担当者は兼ねることができる。
- カ 各構成企業は、設計担当技術者の中から管理技術者を配置すること。なお、管理技術者

と建築担当者は兼ねることができる。

- キ 要求水準書の各種要件を満たす工事監理責任者を、工事監理業務を行う構成企業全体で 1 人配置すること。なお、工事監理責任者と工事監理担当技術者は兼ねることができる。
- ク 各構成企業は、工事監理担当技術者の中から監理技術者を配置すること。なお、監理技術者は工事監理責任者と同様の資格を有するものとする。
- ケ その他、要求水準書の各種要件を満たすこと。

(3) 「施工業務」を行う者の要件

施工業務を行う者は 2 社以上とし、うち 1 社以上は市内業者とすること。また、構成企業全体で、次の要件を全て満たすこと。

- ア 構成企業は、埼玉県内の本店、支店・営業所等で登録していること。
- イ 構成企業のうち 1 社以上は管工事業者であること。
- ウ 構成企業のうち少なくとも 1 社は、「管工事」又は「電気工事」における草加市の格付けが A であること。
- エ 構成企業は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に係る建設業の許可を受けていること。
また、構成企業のうち 1 社は特定建設業の許可を受けていること。
- オ 公表日の 10 年前の日が属する年度以降に契約し、完成した空調設備設置の施工実績があること。
- カ 構成企業のうち 1 社は、公共工事で学校工事の施工実績を有すること。
- キ 県内業者については、施工業務に係る点数が 1,000 点以上で、かつ、過去 10 年度以内にエアコンの工事实績を有すること。
- ク 統括責任者を代表企業から事業期間にわたり 1 人配置すること。なお、統括責任者は、設計責任者、設計担当技術者、施工責任者、施工担当技術者、工事監理責任者及び工事監理担当技術者を兼ねることができない。
- ケ 施工責任者として、監理技術者を施工業務を行う構成企業全体で 1 人配置すること。なお、特定建設業許可の許可を受けている構成企業から配置すること。また、現在有効な監理技術者資格者証（電気工事業又は管工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。なお、施工責任者と施工担当技術者は兼ねることができる。
- コ 各構成企業は現場代理人を各 1 人配置すること。
- サ 各構成企業は施工担当技術者として、監理技術者又は主任技術者を各 1 人配置すること。
（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき、適正に配置すること。）なお、施工担当技術者は、現場代理人を兼ねることができる。
- シ その他、要求水準書の各種要件を満たすこと。

(4) 参加資格の喪失

応募者の構成企業が「第3 / 2 構成企業に必要な参加資格要件」を欠くような事態が生じた場合は次のとおりとする。

- ア 構成企業のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成企業のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

3 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

参加に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

契約に至らなかった提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。なお、提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とする。

(3) 著作権

提出審査書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、市が草加市情報公開条例（平成12年草加市条例第30号）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

(5) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は「第3 / 2 構成企業に必要な参加資格要件 (5)

イ」の場合を除き原則として認めない。

(8) 使用言語及び単位、時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 スケジュール及び応募手続き

(1) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。市のホームページのアドレスは、「第8 問い合わせ先」を参照すること。以下同様とする。

日程（予定）	内容
令和3年10月15日	募集要項等の公表
令和3年10月15日～11月30日	参考図書の貸与申込受付期間
令和3年10月18日～10月20日	現地見学会の申込受付期間
令和3年10月19日～10月29日	現地見学会
令和3年10月25日～11月4日	募集要項等及び現地見学会に係る質問の受付期間
令和3年10月15日～11月12日	参加表明及び参加資格確認申請書類の受付期間
令和3年11月12日頃	募集要項等及び現地見学会に係る質問の回答
令和3年11月19日頃	参加資格審査結果の通知
令和3年12月1日～12月3日	提案書の受付期間
令和3年12月27日	プレゼンテーション、ヒアリング
令和4年1月中旬	受注候補者選定結果通知及び公表
令和4年1月下旬	仮契約の締結
令和4年3月下旬	本契約の締結（議会の議決を得た日）

(2) 参考図書の貸与

市は、参加を希望する者に対して募集要項等の参考図書を次のとおり貸与する。

ア 参考図書の内容

- ・ 要求水準書 別紙1 現況仕上・アスベスト含有一覧表
- ・ 要求水準書 別紙2 学校別改修概要一覧表
- ・ 要求水準書 別紙3 仕様一覧表(参考)
- ・ 要求水準書 別紙4 改修検討図(参考)
- ・ 要求水準書 別紙5 受変電設備改修計画(参考)

イ 申込期間

令和3年（2021年）10月15日（金）から令和3年（2021年）11月30日（火）
ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする

ウ 申込方法

「参考図書貸与申込書」(様式集 様式 1-2) に必要事項を記入し、「第 8 問い合わせ先」に電話連絡の後、提出すること。CD-R 又は DVD-R にて申込時に貸与する。

市が貸与する参考図書は、関係者以外配布禁止とし取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には市から貸与された CD-R 又は DVD-R を市に返却すると共に、パソコンなどに取り入れたデータを削除すること。

(3) 現地見学会

市は、参加を希望する者に対して現地見学会を開催する。現地見学会に関する詳細な内容については、別紙 3 を参照すること。

(4) 募集要項等及び現地見学会に関する質問の受付期間・回答

募集要項等記載の内容及び現地見学会で確認した対象校の状況等に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

ア 提出期間

令和 3 年 (2021 年) 10 月 25 日 (月) から令和 3 年 (2021 年) 11 月 4 日 (木)

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

イ 提出方法

「募集要項等に関する質問書」(様式集 様式 2-1) 及び「現地見学会に関する質問書」(様式集 様式 2-2) に記入の上、「第 8 問い合わせ先」に電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した後は、「第 8 問い合わせ先」に電話にて受信の確認をすること。

ウ 回答の公表

質問に対する回答は、令和 3 年 (2021 年) 11 月 12 日 (金) (予定) に市ホームページにおいて公開する。

(5) 参加表明及び参加資格確認申請書類の受付

参加を希望する者は、次のとおり参加表明及び参加資格確認申請書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・ 参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類 (様式 3)
- ・ 添付資料

イ 提出期間

令和3年(2021年)10月15日(金)から令和3年(2021年)11月12日(金)ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。

ウ 提出方法

様式集に定める各様式に必要事項を記入し、添付資料とともに事前に「第8 問い合わせ先」に電話連絡のうえ持参により提出すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(6) 提案書の受付

参加申込をした応募者は、次のとおり事業実施に関する提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・ 提案確認書類(様式4)
- ・ 提案価格に関する提出書類(様式5)
- ・ 事業提案書等(様式6)
- ・ 添付資料

イ 提出期限

令和3年(2021年)12月1日(水)～令和3年(2021年)12月3日(金)午前8時30分から午後5時00分までとする。

ウ 提出方法

様式集に定める各様式に必要事項を記入し、事前に「第8 問い合わせ先」に電話連絡のうえ持参により提出すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、全ての提出書類は選考結果にかかわらず返却しない。

(7) 参加辞退

参加表明及び参加資格確認申請書類を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、事業提案書等の提出期限である令和3年(2021年)12月3日(金)までに「提案辞退届」(様式集 様式3-13)を「第8 問い合わせ先」に持参又は郵送(必着)すること。

第4 受注候補者の選定

1 選定委員会の設置

市は、本事業の受注候補者の選定において、公正性及び透明性の確保を目的に、エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）の実施に係る選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、受注候補者選定に係る事務局は、草加市教育総務部学校施設課とする。

2 選定方法

(1) 第一次審査

提出された参加表明書等をもとに事務局にて、資格審査を実施する。参加表明書等を提出した者が、5 者を超える場合については、委員会が選定基準に基づき参加表明書を客観的に点数化し、プレゼンテーションに参加する事業者を点数が上位の者から 5 者程度に制限する場合がある。

参加表明書等提出書類の提出締切日後、応募者が「第3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を満たさないと判明した場合は失格とする。なお、審査結果については、令和3年（2021年）11月19日（金）（予定）までに通知する。

(2) 第二次審査

提出された提案書をもとに、事務局にて基礎審査を実施し、委員会にて、提案書の評価により加点審査を実施する。審査項目については、選定基準のとおりとする。加点審査に当たり、応募者によるプレゼンテーション、選定委員会による応募者へのヒアリングを実施する。

審査の結果、第二次審査の全体評価点で最高得点を得た者を受注候補者として選定する。

最高得点が同点であった場合は、提案価格の低いものを選定する。なお、最高得点の提案が複数あり、かつ、提案価格が同額の場合は、選定基準の「3.3.2. 加点審査」に定める「学校教育環境と周辺環境への配慮」の点数（以下「学校環境等配慮評価点」という。）が高いものを選定する。最高得点の提案が複数あり、かつ、提案価格が同額で、学校環境等配慮評価点が同点の場合は、くじ引きで選定する。

応募者が1者であった場合も第二次審査を実施し、本事業を実施する事業者として適切と判断された場合において、当該提案者を受注候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

ア 実施日

令和3年（2021年）12月27日（月）

イ 実施方法

時間、場所、準備物、当日進行、注意事項等の詳細は、提案書の受付締切日（令和3年（2021年）12月3日（金））以降に、コンソーシアム構成表（様式3-5）に記載の代表企業

のメールアドレス宛に通知する。

(4) 失格の要件

提案者が次の事項に該当した場合は失格とし、プレゼンテーションへの参加は認めないものとする。

ア 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合

イ 提出された提案価格が、「第2 事業の概要 6 提案上限額」を超える場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類に重大な誤脱があった場合

オ 「第3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を満たさない場合

カ 同一提案者が複数の提案を行った場合

キ 募集要項に定められた手法以外の手法により委員会に対し選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合

ク その他、提案者が業務を遂行するにあたり、著しい問題があると判断された場合

3 受注候補者選定結果通知

選定結果は、コンソーシアム構成表(様式 3-5)に記載の代表企業のメールアドレス宛に、令和4年(2022年)1月中旬に通知する。

第5 契約の考え方

1 契約の手続き

- (1) 市は、受注候補者決定後速やかに提案書及び要求水準書等に基づき、詳細な業務の内容及び契約条件について協議を行い、令和4年1月下旬までに合意を得て仮契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、全体評価点が高かった者の順に協議を行い、仮契約相手方を決定する。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退した場合。
 - イ 契約締結時までに「第3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を欠いていることが判明した場合。
 - ウ 契約締結時までに「第4 受注候補者の選定 2 選定方法 (4)」に掲げる要件に該当することが判明した場合。
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わった場合。
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難な場合。
- (3) 仮契約は草加市議会の議決を得た時に本契約とする。
- (4) 契約締結後、業務内容に変更が生じる場合は市と事業者において都度協議するものとする。

2 契約の概要

事業契約は、提案書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務及び工事監理業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

3 契約書作成費用

契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代及び契約書の製本等に要する費用は、事業者の負担とする。

4 契約保証金

契約保証金については、草加市契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

第6 提示条件

1 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

事業者は、草加市建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領に基づく取扱いを除き、市に対して有する支払請求権（債権）を他者に譲渡することはできない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。

2 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は募集要項等及び事業者による提案書等を踏まえることとする。

第7 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、設計時、施工時及び完了時に事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書及び提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。

また、「第5 契約の考え方 1 契約の手続き」で合意した内容について、変更の必要が生じた場合、直ちに市に通知を行うこと。なお、無断で変更を履行し、実施内容が減額となる場合は契約金額の減額変更の対象とする。

2 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は事業者の責において遂行し、市は前項のとおり事業実施状況について確認を行う。市は、原則として事業者の代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、契約約款に定める規程による。

第 8 問い合わせ先

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

市のホームページURL及び担当連絡先等は次のとおり。

担当部署	草加市教育委員会 教育総務部学校施設課 根本・則武
所在地	〒340-0015 埼玉県草加市高砂2丁目1番7号 ぶぎん草加ビル4F
電話	048-922-2643
F A X	048-928-1178
電子メール	gakkoshisetsu@city.soka.saitama.jp
HP	http://www.city.soka.saitama.jp/

別紙 1 対象校一覧

小学校（計 11 校）

番号	小学校名	所在地
101	新田小学校	草加市旭町六丁目 12 番 11 号
102	川柳小学校	草加市青柳七丁目 27 番 10 号
103	西町小学校	草加市西町 270 番地
104	花栗南小学校	草加市花栗四丁目 3 番 1 号
105	新栄小学校	草加市新栄四丁目 959 番地
106	清門小学校	草加市清門三丁目 37 番地 1
107	氷川小学校	草加市氷川町 448 番地
108	八幡北小学校	草加市八幡町 1148 番地
109	青柳小学校	草加市青柳三丁目 17 番 1 号
110	両新田小学校	草加市両新田西町 55 番地
111	松原小学校	草加市松原四丁目 2 番 1 号

中学校（計 7 校）

番号	中学校名	所在地
201	栄中学校	草加市松原三丁目 7 番 1 号
202	谷塚中学校	草加市谷塚上町 62 番地
203	瀬崎中学校	草加市瀬崎五丁目 3 番 1 号
204	花栗中学校	草加市花栗四丁目 15 番 12 号
205	両新田中学校	草加市両新田西町 368 番地 1
206	青柳中学校	草加市青柳八丁目 58 番 10 号
207	松江中学校	草加市松江三丁目 14 番 33 号

別紙2 学校別改修概要一覧表

	学校名	空調熱源方式	出入口/玄関スロープ	床嵩上げ	男女便所	バリアフリートイレ	外便所	受変電設備	発電設備	非常用照明コンセント	ソーラー発電式屋外外灯	Wi-Fi設備	テレビ共聴設備	緊急用スペアキー保管ボックス	備考
小学校	101	新田小学校	EHP	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	アリーナからバリアフリートイレまでの経路拡張工事
	102	川柳小学校	GHP (LPガス)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	屋内運動場に至る外構ルートにて段差解消工事
	103	西町小学校	GHP (都市ガス)	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	CB造の間仕切壁撤去
	104	花栗南小学校	EHP	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	CB造の間仕切壁撤去
	105	新栄小学校	GHP (都市ガス)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	屋内運動場に至る外構ルートにて段差解消工事
	106	清門小学校	GHP (都市ガス)	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	CB造の間仕切壁撤去
	107	氷川小学校	GHP (LPガス)	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	外構雨水側溝のグレーチング新設
	108	八幡北小学校	EHP			●		●	●	●	●	●	●	●	外構既存スロープに手すり新設 CB造の間仕切壁撤去
	109	青柳小学校	EHP	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	外構看板移設
	110	両新田小学校	GHP (LPガス)	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	屋内運動場に至る外構ルートにて段差解消工事
	111	松原小学校	EHP			●			●	●	●	●	●	●	和便器改修のみ実施
中学校	201	栄中学校	GHP (都市ガス)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	202	谷塚中学校	GHP (都市ガス)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	203	瀬崎中学校	GHP (LPガス)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	204	花栗中学校	GHP (LPガス)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	205	両新田中学校	GHP (都市ガス)	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	206	青柳中学校	EHP			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	207	松江中学校	GHP (LPガス)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	非常用照明については、既設を移設

●：業務対象

別紙3 現地見学会の実施及び留意点

1. 実施概要

1.1. 現地見学対象校

現地見学会を実施する学校は、次の3校とする。

- ・花栗南小学校
- ・清門小学校
- ・花栗中学校

1.2. 実施時期等

(1) 期間

令和3年(2021年)10月19日(火)から令和3年(2021年)10月29日(金)のうち、市が指定する日時

(2) 見学方法

- ・コンソーシアム毎の見学とする。
- ・見学会の当日は、指定された対象校に集合し、見学を開始する。
- ・当日の見学時間は1校当たり2時間程度とし、1日で3校の見学を想定する。
- ・指定日及び指定時間以外の見学は不可とする。
- ・指定日及び指定時間内であれば、屋内運動場(一部)、校舎周り、敷地周り、受変電設備の状況等を見学することができるものとする。

2. 現地見学会の申込み等

2.1. 申込期間、場所及び方法

申込期間：令和3年(2021年)10月18日(月)から令和3年(2021年)10月20日(水)午後5時00分まで

申込方法・現地見学会の参加は、現時点で参加を予定しているコンソーシアム単位での申込みとする(申込み時点でコンソーシアムが未定である場合は、代表企業として参加を予定している者単体での申込みも認める)。

「現地見学会参加申込書」(様式集 様式2-2)に必要な事項を記入のうえ、「第8 問い合わせ先」に電子メール(ファイル添付)にて提出すること。なお、電子メールの件名は「現地見学会参加申込書」と記載すること。また、送付後、電話にて受信の確認を行うこと。

2.2. 留意事項

- ・人数はそれぞれの学校で申込者ごとに5名までとする。
- ・集合場所は対象校の正門とする。
- ・見学日時は厳守すること。
- ・学校敷地内は全面禁煙である。
- ・学校の駐車場には限りがあるため、原則、公共交通機関を利用すること。自動車で来校する場合は、

事前に市に申し出ること。学校への乗り入れ台数は1参加者につき1台までとし、市より駐車場の確保が困難と通知された場合は、各自で近隣の民間駐車場を確保すること。

- 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。
- 見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員・学校職員の指示に従うこと。
- 学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本プロポーザル以外に使用しないこと。
- 現地見学会における市職員・学校職員の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該市職員・学校職員の発言は、本プロポーザルにおける個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。
- 現地での質問は不可とする。